

茶の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、福井県内に住所または主たる事務所が存在する食品製造業者が、県内に所在する製造所で製造した「麦茶」「豆入り番茶」「その他の葉茶」に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
麦茶	大麦を焙煎したもの
豆入り番茶	番茶に焙煎した大豆を合組したもの
その他の葉茶	チャノキ以外の植物の葉を乾燥したもの

第3 品質及び品質表示

お茶の品質及び品質表示の基準は次のとおりとする。

区分	基準												
品質	使用原材料	使用する大麦、大豆および茶葉として使用するチャノキ以外の植物は全て福井県内で生産されたもののみであること。使用する番茶は国内で生産されたもののみであること。											
	香味	水色、香気、滋味が良好で、異味異臭がないこと。											
	異物	含まれないこと。											
	食品添加物	使用していないこと。											
	内容量	表示されている内容量に適合していること。											
表示	加工食品品質表示基準（平成 12 年農林水産省告示第 513 号）の規定に従って表示すること。 （表示例） <table border="1"><tr><td>名称</td><td>麦茶</td></tr><tr><td>原材料名</td><td>大麦（福井県産）</td></tr><tr><td>内容量</td><td>〇〇 g</td></tr><tr><td>賞味期限</td><td>〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>保存方法</td><td>直射日光・高温多湿を避けて、冷暗所で保存して下さい</td></tr><tr><td>製造者</td><td>〇〇食品工業 福井県〇〇市〇〇町〇〇番地</td></tr></table>	名称	麦茶	原材料名	大麦（福井県産）	内容量	〇〇 g	賞味期限	〇年〇月〇日	保存方法	直射日光・高温多湿を避けて、冷暗所で保存して下さい	製造者	〇〇食品工業 福井県〇〇市〇〇町〇〇番地
名称	麦茶												
原材料名	大麦（福井県産）												
内容量	〇〇 g												
賞味期限	〇年〇月〇日												
保存方法	直射日光・高温多湿を避けて、冷暗所で保存して下さい												
製造者	〇〇食品工業 福井県〇〇市〇〇町〇〇番地												

特別表示事項 およびその表示方法	一括表示事項以外に認証マークを表示するとともに「福井県産〇〇使用」等福井県産を使用した旨を記載することができる。
表示禁止事項	品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）および官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語は表示していないこと。

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

古くから伝承されている技法もしくはこれに新しい技術を加えて製造したもので、原材料から製品にするまでの工程において、食品衛生法を遵守し、適正な製造管理をすること。

2 生産・製造責任者の資格および人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、「厳選ふくいのみ」認証要綱に基づく。

第7 技術指導

認証を受けた製造事業者は、国、県関係機関が実施する製造技術、品質管理、衛生等に関する指導を積極的に受けるように努めること。